

26. 02

**防護標章更新登録出願の願書と登録原簿との
照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく
権利を有する者と相違する場合の取扱い**

1. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の願書と登録原簿との照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違する場合には、商第65条の4第1項第2号の規定に該当する旨、審査官が拒絶の理由を通知する。
2. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の際に移転登録申請書又は登録名義人表示変更（更正）登録申請書を提出した旨の上申がある場合には、登録原簿照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違するときであっても、直ちに拒絶の理由は通知せず、相当の期間（移転登録等の処理期間）を待って登録原簿と照合し、次のように取り扱う。
 - （1）移転登録等がなされたにもかかわらず、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違するとき、又は移転登録申請書等の却下により移転登録等がなされていないときは、上記1. の拒絶の理由を通知する。
 - （2）移転登録等により出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と一致していると認められるときは、上記1. の拒絶の理由は通知しない。
3. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の後に移転登録がなされた場合には、移転登録後の防護標章登録に基づく権利を有する者を出願人として当該出願の手続を続行する旨の通知¹後、審査を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。
4. 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の後に登録名義人の表示変更（更正）登録がなされた場合には、出願人の住所（居所）又は氏名（名称）は表示変更（更正）登録後の表示に変更されたものとし、その後の手続を続行する（上記1. の拒絶の理由は通知しない。）。

注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第65条の2、3及び4（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）」の審査基準](#)
- [「第68条の9、10、11、12、13、15、16、17、18、2](#)

0 及び 28（国際商標登録出願に係る特例）」の審査基準

ⁱ 審査官は、方式審査室へ手続を続行する旨の通知と特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を依頼する。